

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 2 月 18 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 19 年 2 月 1 日条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「40 時間」を「38 時間 45 分」に改める。

第 2 条第 2 項中「16 時間」を「15 時間 30 分」に、「32 時間」を「31 時間」に改める。

第 2 条第 3 項中「32 時間」を「31 時間」に改める。

第 3 条第 2 項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。